第二章　再生可能エネルギー電気の供給及び調達に関する特別の措置

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第三条　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一～三の二　［略］

三の三　太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの

四　太陽光発電設備であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの

四の二　太陽光発電設備であって、その出力が千キロワット以上のもの

五　風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの（第六号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

五の二　風力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上のもの（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

六　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（次号において「洋上風力発電設備」という。）（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

七　洋上風力発電設備であって、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するもの（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

八　次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備（以下「特定風力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

イ～ハ　［略］

八の二　特定風力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

八の三　特定風力発電設備であって、その出力が千キロワット以上のもの

九　水力を電気に変換する設備（以下「水力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの（第十号に掲げるものを除く。）

九の二　水力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百キロワット未満のもの（第十号の二に掲げるものを除く。）

十　水力発電設備（水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するものに限る。以下「特定水力発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

十の二　特定水力発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百キロワット未満のもの

十一～十六　［略］

十七　地熱を電気に変換する設備（以下「地熱発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの（第十九号及び第二十一号に掲げるものを除く。）

十七の二　地熱発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの（第十九号の二及び第二十一号の二に掲げるものを除く。）

十七の三　地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの（第十九号の三及び第二十一号の三に掲げるものを除く。）

十八　［略］

第二章　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等

（再生可能エネルギー発電設備の区分等）

第三条　法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

一～三の二　［略］

［新設］

四　太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のもの

［新設］

五　風力を電気に変換する設備（以下「風力発電設備」という。）であって、その出力が二百五十キロワット未満のもの（第六号から第八号までに掲げるものを除く。）

五の二　風力発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上のもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。）

六　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（次号において「洋上風力発電設備」という。）（次号及び第八号に掲げるものを除く。）

七　洋上風力発電設備であって、当該設備に係る風車を支持する工作物が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受ける船舶に該当するもの（次号に掲げるものを除く。）

八　次に掲げる事項のいずれかに該当する風力発電設備

［新設］

イ～ハ　［略］

［新設］

［新設］

九　水力を電気に変換する設備（以下「水力発電設備」という。）であって、その出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

［新設］

十　水力発電設備（水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するものに限る。以下「特定水力発電設備」という。）であって、その出力が二百キロワット未満のもの

［新設］

十一～十六　［略］

十七　地熱を電気に変換する設備（以下「地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの（第十九号及び第二十一号に掲げるものを除く。）

［新設］

［新設］

十八　［略］